

令和6年4月26日

第4回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年4月26日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
坂本委員 森光委員 森田委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (なし)

5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長
北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	中西会長 只今から、令和6年第4回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 出席いただきましてありがとうございます。スムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は9番 森田委員、10番 堅田委員、よろしくお願いします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	14番 森光委員 番号1ですが、〇〇〇の手前です。昔は畑を作っていたでしょうが、現在は山になっています。問題ありません。 9番 森田委員 番号2です。宅地になっている部分ですが、周辺も宅地であり、何年も前から宅地になっており、問題ありません。山林の方ですが、道からずっと入っていた場所なのですが、大分奥であり、とても作れるような場所ではないという事で問題ありません。 12番 谷脇（裕）委員 番号3ですが、場所は国道の下ですが、事由通り非農地化しております。問題ありませ

審 議	ん。 中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 議案第 2 号の説明の前に、番号 2 について 7 筆記載していますが、内 1 筆のみを議題としたいと思います。他 6 筆については、平成 3 0 年の地籍調査及び先日の現地調査にて、山林であるという事が確認されましたので、修正をお願いします。 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 及び番号 2 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 番号 1 は、3 月に許可した農地との交換で、所有者が高齢のため、お互いの子への贈与という形での所有権移転です。譲受人は米、野菜、芋を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 5 0 日、父母が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜と芋を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 は、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 5 0 日、妻が年間 1 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満

	たしていると考えます。
議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	3 番 高橋委員 番号 1 について、現地確認しました。そのまま野菜等を作る畑です。問題ありません。 1 3 番 谷脇（督）委員 番号 2 ですが、譲受人はブルーベリーやキュウリを作ると言っていました。問題ありません。
議 長	中西会長 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号 1 及び番号 2 について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 6 - 1 から整理番号 R 6 - 4 について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号 R 6 - 1 については、借受人の主たる経営作物は水稻で、構成員は 2 人、内 1 人が専従者となっております。整理番号 R 6 - 2 については、借受人の主たる経営作物は

	茗荷で、構成員は3人、内2人が専従者となっております。整理番号 R6－3 から整理番号 R6－4 については、借受人は同一で、主たる経営作物は茗荷で、構成員は2人、内2人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。 以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると思います。
議 長	中西会長 この件について、皆さんから何かございませんか。
審 議	中西会長 何もないければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 5月の日程について

閉会宣言	中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第４回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 ２時２５分 その真正なることを証して署名する。 議 長 ９ 番 １０番
------	--